

國學院大學學術情報リポジトリ

浦安の舞制作経緯と紀元二千六百年奉祝臨時祭典

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大学院文学研究科神道学専攻 公開日: 2025-02-28 キーワード (Ja): 浦安の舞, 紀元二千六百年, 巫女舞, 神楽, 多忠朝, 高田義男 キーワード (En): 作成者: 沓脱, 紗英 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001395

浦安の舞制作経緯と紀元二千六百年奉祝臨時祭典

沓 脱 紗 英

はじめに

神楽は、音楽歌舞を奏して神を祀る神事芸能である。記紀によると、天照大御神が天石屋戸に閉じこもっている際に、八百万神が天安之河原に集まった。そこで、天宇受売命が真賢木を採って舞い、諸神声を揃え唱歌し、天照大御神の出御を待った。¹これが神楽の起源とされて、全国各々の神社で、社伝神楽や里神楽など、長きにわたり神に奉られてきた。しかし、意外にも現在において、多くの神社で舞われている神前神楽舞は、近現代になってから制定され、普及された舞である。百年未満の歴史的に見れば短期間で、全国津々浦々の神社で奉奏されているのはなぜだろうか。この疑問が、本研究の出発点である。

昭和十五年（一九四〇）という年は、神武天皇の橿原宮での即位から二千六百年の年月が経ったことを祝い、奉祝記念行事や奉祝記念事業が盛大に行なわれていた。『紀元二千六百年祝典記録』に記載があったものだけで、記念事業は約一万五千件、総額約一億六千三百万円となっている。その中でも、これまでになく壮大な国家的祝典

だったのが十一月十日の紀元二千六百年奉祝式典である。この奉祝式典は、東京で約五万人の人が集まった大規模なものだった。この時、政府は紀元二千六百年を奉祝した祭典で新しい「神社音楽」を創定普及することの重要性を鑑みて、神楽を創定したのである。

故に本研究の目的は、紀元二千六百年を奉祝するために制作された「神前神楽舞」の代表作とされる「浦安の舞」を例に、その制作経緯と具体的な取り組みを解明しながら、終戦までの歴史的過程を示し、神社音楽の推移を考察することである。

一、浦安の舞と『紀元二千六百年奉祝神楽舞奉奏普及要項』

一概に「神楽」といっても、該当するものは数多くある。例えば、宮中の御神楽、社伝神楽、里神楽、出雲流神楽、湯立神楽、法印神楽、山伏神楽など、挙げだしたら際限がない。今回、取り扱う「浦安の舞」は、前に挙げたどれにもあてはまらない「神前神楽舞」⁽²⁾という分類に入る舞とされている⁽³⁾。以下、「浦安の舞」について概略的に説明したい。

「浦安の舞」は、今日、全国の神社で最も多く舞われている巫女舞の一つであり、神前神楽舞の代表作とされている。浦安の舞は、昭和十五年八月に紀元二千六百年を記念して行われた奉祝臨時祭典の中で奉奏されるために公式に制定され、三か月後の紀元二千六百年奉祝式典当日の十一月十日に午前十時に日本全国に加え、台湾・朝鮮などの神社で斉行された奉祝祭で神慮を慰めると共に、世界平和の祈りをこめて一斉に奉奏された。当時、宮内省楽部の楽長であった多忠朝⁽⁵⁾が作曲振付したものであり、三ヶ月という短い期間で全国津々浦々の神社に普及するため講習会という形式で特訓体制がしかれた⁽⁷⁾。当時、選抜された舞姫たちは、神職や氏子の娘などであった⁽⁸⁾。

舞の構成としては、扇と鈴の舞からなっており、正式には四人の舞姫があこめ装束を着て、前半は檜扇、後半は

鈴を持つて舞うもので、昭和天皇御製の「天地の神にそいの朝なきの海のこづくに波たたぬ世を」という歌に曲と舞をつけたものである。

また、浦安の舞を制作するにあたり、『紀元二千六百年奉祝神樂舞奉奏普及方要項』⁽⁹⁾が制作当時に定められている。この原本については所在不明であるが、現在、國學院大學研究開発推進機構に『紀元二千六百年奉祝記念―浦安舞関係―』という複写が保存されており、要項制作にあたっての資料を閲覧することができた。そこから『紀元二千六百年奉祝神樂舞奉奏普及方要項』は内容を精査し、何度か書き換えられた様子が窺える。そこに記載された要項の最終的な内容を次に記す。

『紀元二千六百年奉祝神樂舞奉奏普及方要項』

奉祝神樂舞要項

一、 來、昭和十五年十一月十日全國神社ニ於テ一齊ニ紀元二千六百年祝典ノ臨時祭執行セラル、ニ當リ内閣紀元二千六百年祝典事務局ノ後援、紀元二千六百年奉祝會ノ制定ニ係ル奉祝神樂舞ヲ全國各神社ノ大前ニ奉納シ曠古ノ盛典ヲ奉祝スルト共ニ之ヲ永遠ニ記念スル爲メ爾後平常ノ祭典ニ於テモ之ヲ奉奏スベク實施普及ニ努ムベキモノトス

二、 本舞ハ紀元二千六百年奉祝會ノ記念事業トシテ神社奉祝祭典ノタメニ制定セラレタルモノナレバ神社祭典以外ニ漫リニ之ヲ用ヒ又改作ヲ許サズルモノトス

三、 皇典講究所、全國神職會ハ本舞ノ奉奏普及ニ關スル事務ヲ紀元二千六百年奉祝會ヨリ委託セラレ本部ヲ便宜皇典講究所ニ置ク

四、 本舞ハ舞人ハ女子、歌方ハ男女何レヲ以テ充ツルモ差支ナシ、ソノ奉仕者員數ハ各神社ニ依リ適當ニ定ムベシ

五、本舞ニ用フル装束ハ紀元二千六百年奉祝會制定ノモノヲ用フルヲ可トス、但シ正式、略式、簡易ノ三種ノ内何レヲ用フルモ各神社ノ任意トス

六、本舞ニ用フル歌曲ノ組織ハ歌謡ヲ主トシ樂器ハ笏拍子、和琴或ハ琴、神樂笛、簞簞等ヲ用ヒテ伴奏スベキモノナルモ適當ナル奉奏者ヲ得ザル場合ハ最小限歌謡ノミ（樂器ヲ用ヒズ）ニテモ行ヒ得ルモノトス、又琴ハ山田流、生田流等ノ箏ヲ用フルモ任意トス

奉奏指導者講習會要項

一、紀元二千六百年奉祝會ヨリ全國各地ニ講師ヲ派遣シ講習會ヲ開催シテ各神社ニ於ケル本舞ノ奉奏者ヲ指導養成ノ任ニ當ルベキ指導者ヲ養成ス、但シ必シモ指導者タラズシテ直接神社ノ奉奏奉仕者タル者ノ参加モ妨ゲザルモノトス

二、右ノ講習會ハ各府縣ノ聯合神職會ノ區域ヲ一區域トシ右區中ノ適當ナル場所ヲ一箇所又ハ二箇所選定シテ該區内各府縣ノ神社ハ右講習地ヘ本舞普及ノ爲メ指導者タルベキ者又ハ各神社ニ於ケル本舞奉奏奉仕者ヲ派遣シテ受講セシムモノトス

三、本講習會ノ開催豫定地ハ大体左ノ如シ、尚右ノ豫定地に關シ各聯合神職會内ノ各府縣神職會ノ協議ニ依リ他ノ場所ニ開催地變更ノ希望アラバ適當ニ變更ノ取計ヲナス事ヲ得、但シ右地域内ノ講習會場ヲ豫定以上ニ増加スル事ハ種々ノ都合ニ依リ困難ナリ

講習會開催豫定地

關東一府七縣 東京市

樺太北海道東北六縣 札幌市、仙臺市

東海中部五縣北陸四縣 名古屋市、長野市、金澤市

近畿二府四縣 奈良市、神戸市

中州九縣 松山市、大社町

九州、沖繩 福岡市、宮崎市

臺灣 臺北市

朝鮮、滿洲、中華民國 京城

以上十四箇所

四、右講習會開催期ハ大体八月ヨリ開始シ九月迄ニ終了豫定、更ニ其後各府縣ニ於テ右講習會講習修了者ヲ以テ各神社ノ奉奏奉仕者ノ指導養成ニ當ラシム

五、講習會ノ一箇所ニ於ケル期間ハ大体十日間位ヲ以テ終了ノ豫定、右期間中修得不充分ナル者多數ノ場合ハ適宜期間ヲ延長スル事アルベシ

六、講師ノ員數ハ講習會受講者ノ員數ニ應ジ適宜派遣ス、講師派遣ニ要スル經費ハ本部ニ於テ負擔ス

七、講習會一箇所ノ受講者五十名ニ充タザル時ハ適宜他ノ講習會場ト合併スル事アルベシ

八、講習場ハ可成公會堂學校講堂等ノ廣間ヲ有スル場所ニシテ受講者ノ半數以上同時ニ舞ヲ爲シ得ル程度ノ廣サヲ有スル場所ナルヲ要ス

九、各講習會開催地ノ府縣神職團體ニ對シテ平均額金五百圓以内（當該聯合神職會内ノ府縣數並受講者數ニ依リ多少増減アルベシ）ノ補助金交付セラル、豫定

十、右補助金ノ支途ニ關シテハ講習會開催地ノ府縣神職會ト右神職會ノ属スル府縣聯合神職會内ノ他ノ府縣神職會ト協議ノ上適當ニ處理スル事

講習會受講者要項

- 一、各神社ノ宮司又ハ社司、社掌ハ受講者ヲ府縣神職會長宛推薦シ各府縣神職會長ハ之ヲ更ニ講習會開催地ノ府縣神職會長並本部（皇典講究所）宛報告スル事
- 二、講習會開催地府縣神職會長並本部（皇典講究所）宛ノ報告ハ來ル七月二十五日迄ニ取扱フ事
- 三、受講者ハ可成二十才以上四十才位迄ノ神職又ハ樂師等ニシテ講習修了後更ニ之ヲ他ニ傳授指導シ得ル見込アル者ヲ推薦ノ事
- 四、受講者一人ニテ舞方、歌方、管方（神樂笛、箏、和琴等）ヲ短期間中ニ同時に修得スル事ハ困難ナルヲ以テ可成夫々別個ニ修得シ得ル員數ノ受講者ヲ推薦派遣ノ事
- 五、本講習會ハ主トシテ各神社ノ本舞奉奏奉仕者ヲ指導スベキ者ノ養成ヲ目的トセルモノナルモ事情ニ依リ必シモ指導者タラズシテ直接各神社ニ於テ奉奏奉仕者タラムトスル（譬ヘバ舞女ノ如キ）者ノ参加モ妨ゲザルモノトス
- 六、受講者ノ募集方法、受講者講習中ノ諸經費、講習會開催ニ關スル會場ノ決定等ニ關シテハ各神社、各府縣神職會等ニ於テ適宜協議議決決定ノ事
- 七、本講習會ノ修了者ニシテ各地に於テ本舞ノ指導者トシテ適任者ト認メタル者ニ對シテハ本部ヨリ認定證ヲ交付ス

昭和十五年七月

以上

皇典講究所
全國神職會

奉祝神楽舞要項の第一、二項などによって、全国各地で講習会が開催されていることが分かるだろう。また、この要項の決定と共に紀元二千六百年奉祝会は、全国各地において行う浦安の舞指導者講習会の講師を養成するため、その講師を神社音楽協会関係者より適任者二十名を選抜した。そして昭和十五年七月二十日より講習会が始まったのである。⁽¹⁰⁾

特に着目すべきは、奉奏指導者講習会要項の第一項に見られるように、当時、皇典講究所主催の講習会は、基本的には、浦安の舞の舞女に直接指導したわけではなく、全国神職会に委嘱し、神職や楽師が選定推薦され講習会に参加し、終了した後に各神社で舞女に指導する形式を取っていたことである。

また、皇典講究所・全国神職会は、地方講習会開催にあたって、舞の普及方法として曲譜の印刷や解説・奉奏実施に関する説明書を作製している。更に舞の練習と普及用として「レコード」の製作等を行った。⁽¹¹⁾そして、皇典講究所並びに全国神職会連名を以って各道府県神職会及皇典講究所分所宛協力方通牒を發した。⁽¹²⁾これによって内閣紀元二千六百年祝典事務局は内務省神社局長に対して本舞奉奏普及方について全国関係道府県知事宛の手配方を依頼する等の地方講習開催へ対応したのである。⁽¹³⁾

各地方においては、道府県社寺課・神職会・皇典講究所分所等が協議して講習会場の決定や受講者の選考などを行い、また中央からは、紀元二千六百年奉祝会囑託の講師を各地に分遣して、八月三日から九月二十八日までの期間で、全国各地方指導員養成を目的とする地方講習会を行った。その実施状況は、次の表の如くである。

東京市	札幌市	京城	東京市	宮崎市	金沢市	神戸市	開催地
東京市	北海道 樺太	朝鮮 満州国 中華民国	東京府 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 山梨県	熊本県 宮城県 鹿児島県 沖縄県	福井県 石川県 富山県	兵庫県 大阪府	所属府県
自九月二十五日 至九月二十八日	自九月五日 至九月十四日	第二期	第二期	第二期	第二期	第二期	期日
神田区 千櫻小学校講堂 渋谷区若木町 皇典講究所	札幌市 札幌神社	京城 官幣大社 朝鮮神宮	渋谷区若木町 國學院大學講堂	宮崎市 宮崎中学校	金沢市	神戸市 官幣大社 生田神社	会場
三六三名	五〇名	五九名	一〇五名	一二四名	九一名	七三名	受講者
岡武雄 多忠朝 松浦彦操 山田清春 村田嘉雄 岡實博 林多美夫 多忠紀 豊雄秋 豊昇三 廣茂	多忠龍 山尾繁太郎	東儀文盛 廣茂	多忠龍 浅井忠信 東儀博 村田嘉雄	東儀文盛	廣重 松浦彦操 岡武雄 浅井忠信	嶋重治 多静久 多静元	講師

以上のように、講師は各期に分散して、大体十日間程度の会期を以って指導にあたった。しかし、浦安の舞に対する全国各地の期待は予想以上だったようで、各地受講者が多く、講師が不足する事態となった。そこで、やむなく第一期・第二期・第三期と区別して行¹⁴った。本講習会における受講者は前表からみえるように東京を最高として総数千七百名以上となった。そして、講習会修了者には十月一日付を以って浦安の舞指導者證書が授与されたのである。

こうして浦安の舞は、全国規模で国家的事業として制作普及され、多くの神社で舞われていくことになった。

浦安の舞がいかに三ヶ月という短い期間の中で全国において奉奏できるよう工夫されたのか、『紀元二千六百年奉祝神楽舞奉奏普及方要項』の内容からも窺い知ることができよう。

二、浦安の舞制定の経緯

浦安の舞が制作されるまでにあたっての上申書等の資料や映像は、『紀元二千六百年祝典記録』という書籍と昭和十五年に社団法人日本映画社によって製作された『紀元二千六百年 祝典映画 天業奉頌』という五十六分間のモノクローム映画によって公式に記録されている。それを踏まえて制定までの経緯をここでは考察する。

前に述べた通り、紀元二千六百年を記念して、昭和十五年十一月十日に紀元二千六百年奉祝式典が行われた。この記念の奉祝式典で「我が國ノ眞ノ傳統ニ立脚シ且ツ此ノ佳年ヲ奉祝スルニ相應シキ神社音楽ヲ創定普及スルコトノ意義大ナルモアルニ鑑ミ、之ガ計畫ニ就キ考慮スルトコロアリタリ。」として舞が制作されることが決定したのである。一方、これより数年前の昭和七年に神社音楽の振興を目指して、多忠朝が『神社音楽協会』¹⁵という団体を設立し、初代会長に就任していた。多忠朝は、神社音楽の振興を企画しており、昭和十四年一月になって、紀元二千六百年奉祝会に対して記念事業として神楽舞制定の請願をした。そして、同年七月十六日に「紀元二千六百年奉祝神前神楽舞制定上申趣旨」¹⁶が提出されたのである。これを受けて、紀元二千六百年奉祝会は、内閣紀元

二千六百年祝典事務局・宮内省・内務省等関係官庁と協議し、神社音楽協会に神前神楽舞制定を依頼することを決定した。そして、作曲振付は、宮内省楽長の多忠朝、普及・実施については、皇典講究所及全国神職会に委嘱する運びとなったのである。⁽¹⁷⁾ この手続きは、同じく昭和十五年七月十六日に執り行われた。⁽¹⁸⁾ 更に同日、皇典講究所及全国神職会の協議の末「計画概要案及予算案」が皇典講究所長の佐佐木行忠から紀元二千六百年奉祝会長の近衛文麿へ提出され、普及方法の手立てが仕上がっていった。

浦安の舞で使用される音楽の歌詞は、昭和八年に歌御会始において「朝海」の御題にて詠まれた昭和天皇御製の「天地の神にそいのる朝なきのうみのことくに波たたぬ世を」という歌が使用されているが、この歌を拝用するために昭和十五年七月二十六日に紀元二千六百年奉祝会長の近衛文麿が御製拝用許可を申請し、同年八月三日に宮内大臣の松平恒雄から承認されるといった手続きがとられた。⁽¹⁹⁾

こうして昭和十五年十一月十日の紀元二千六百年奉祝式典当日の奉祝臨時祭典で舞われるために制作された浦安の舞が完成したわけであるが、歌曲は莊重典雅で、演舞も優美典麗であり関係者に好評であったと記録に残っている。⁽²⁰⁾

三、紀元二千六百年奉祝臨時祭典

式典を開催するにあたり、政府は紀元二千六百年奉祝の意義を極めて重大なものと考え、国家的な行事とするため、公的に様々な機関が設置された。

まず、昭和十年十月、内閣に紀元二千六百年祝典準備委員会が置かれたが、その主な業務内容は、祝典そのものの他に奉祝事業の準備連絡・調査審議であった。続いて、翌十一年七月には、官制をもって紀元二千六百年祝典評議委員会を設置し、その中に準備委員会を設けて、祝典及各種奉祝記念事業に関して重要事項の調査審議を行った。また、紀元二千六百年祝典評議委員会とは別に、内閣に紀元二千六百年祝典事務局を設置して、官庁事務の中心と

して事項の統轄を行うように命じた。更に昭和十二年四月、紀元二千六百年奉祝会⁽²²⁾を設立し、「官民協力舉國一致ノ體制下ニ國家的記念事業ノ施行ニ當ル」ことを目的として、同年七月組織を財団法人とした。

この三機関は、紀元二千六百年祝典に関する国家的事務執行の中核となっており、職分が別であったとしても密接に連携し、いわゆる三位一体の如く任務の奉行に最善を尽くすことが期待されていた。⁽²³⁾

十一月十日、この日は、昭和三年に昭和天皇が即位し、大礼が行われた記念の日であった。「此ノ佳キ日ヲ以テ紀元二千六百年式典舉行ノ日ト爲シ、翌十一日ヲ以テ奉祝會開催ノ日ト定メラレタルハ洵ニ故アリト謂フベシ。」⁽²⁴⁾として十一月十日に式典が行われることになったのである。

この奉祝式典については『紀元二千六百年祝典記録』と『天業奉頌』に記録されている。⁽²⁵⁾

奉祝式典当日の奏楽に関しては、紀元二千六百年奉祝会が昭和十五年五月六日に多忠朝、山田耕作、信時潔（東京音楽学校講師）、内藤清五（海軍軍楽隊東京遣隊長）、大沼哲（陸軍戸山学校軍楽隊長）、太田太郎（日本放送協会洋楽課長）、子爵京極高鋭（内閣情報部委託）が紀元二千六百年奉祝会の会議室に集まり、奏楽は古典舞楽及び管弦楽または吹奏楽を演奏することとして、その演奏方法や演奏曲目などを協議している。

その会議では、式典での奏楽時間は、三十分程度が適当だとして、舞楽の所要時間十二分、吹奏楽は一曲五〜六分程度のものを三曲程度が妥当であるという意見があった。⁽²⁶⁾しかし、吹奏楽の曲目に関して、諸外国からの寄贈された奉祝交響曲が演奏不可能であったり、曲譜が未到着であったり、演奏方法が不明であったりとトラブルが多発したため、変更を余儀なくされた。そこで、式典当日の演奏を予定して山田耕作、内藤清五、信時潔らに「奉祝讃歌」の作曲を急遽依頼することとなったのだ。⁽²⁷⁾

舞楽に関しては、当初「浦安の舞」の演舞を予定していたようである。しかし、舞台その他の関係によって実施不可能と判断された。それでは、何を演舞するかということで、紀元二千六百年奉祝の意義に鑑みて、「我が國傳

統文化ニシテ悠久ナル我ガ光輝アル國體ヲ表象スル音樂トシテ一千年来宮内省ニ保存セラレタル雅楽ニ新生命ヲ與へ、演奏スルコトト決シ」という理由で、これまた新たに「悠久」という名の奉祝舞樂を制作し、披露されることになったのである。この「悠久」の舞曲の作曲・振付は、昭和十五年六月二十五日に宮内省に依頼されて、制定された。そして、演奏及演技等全てを宮内省樂部に委嘱したのである。

以上の点を踏まえて、次から、社会情勢や神社界の状況を踏まえながら、近代の神社音楽と雅楽の歴史的背景と「浦安の舞」制作のねらいの検討を試みたい。

四、『紀元二千六百年』の神社音楽と雅楽界の状況

音楽学者の寺内直子は、『紀元二千六百年』当時の雅楽界の動きに関する具体的な事例として浦安の舞を取り上げている。⁽²⁸⁾

寺内は、樂部の樂師の人数は江戸時代から年々少なくなっており、さまざまな演目を演じる際に必ずしも十分な人数ではないのだと指摘している。「たとえば、春秋の公開演奏会では、はじめに管絃、朗詠などを演じる。管絃は通常、管樂器各三名、絃樂器各二名、打樂器各一名で演奏され、計十六名が出演する。舞樂は、管樂器各五人程度と打樂器各一名の計十八名程度が最大で管方（伴奏者）として必要となり、残りが左右の舞人となる。舞人の人数が多い平舞を演じる場合は、管方に五人を確保するのは難しくなる。宮中晩餐会などでは、さらにオーケストラ演奏もある。一人が樂器や舞を何役もこなし、それに伴う装束の着替えも行い、過密なスケジュールなのである。（中略）民主的な社会の職業選択の自由により、樂師には誰でも応募できるようになったが、それは樂師の子孫たちの他道への進出を広く認めることにもなった。また、音楽活動上の理由から宮内庁を辞職する人もいる。現在でもなお宮内庁外での活動については制約が厳しいため、より自由な演奏活動、創作活動を目指す人は、宮内庁を辞める。⁽²⁹⁾」

つまり、寺内によると明治以降、雅楽界の状況は人員的にも厳しく、音楽活動についても厳格な姿勢が貫かれていたと指摘されている。

また、塚原康子が指摘するように、昭和六年の第五十九回帝国議会予算委員会第三分科会では、貴族院議員の千秋隆が、雅楽の伝承自体の継承・活性化等について文部大臣・田中隆三に意見を求めていたことが明らかになっている³⁰。当時、西洋音楽が入っており、楽家も西洋音楽に乗り換えることが多発していた。千秋は、この状況に雅楽の消滅を危惧し、東京音楽学校での保存等を文部大臣に打診している。このときは実現しなかったが、由緒ある雅楽を保存するため国家の援助が必要という点では、認識が共有されていたようだ。

雅楽は長い間、一部の閉ざされた世界の儀式音楽、遊興の音楽として伝承されてきたが、近代以降は、より広い範囲の人々に聴かれるための芸術音楽としての発展が意識されるようになったのである。雅楽が自ら「社会に向かって呼びかけること」を奨励したことには、宮内省楽部の抱えていた問題や、西洋音楽の隆盛に対して雅楽を憂慮する楽人たちの危機感があつたことが、寺内による研究で明らかとなった³¹。

この点を踏まえると紀元二千六百年奉祝式典に準じた臨時祭典は、このような激動の時代の最中にあつた雅楽界の過渡期に行われたと考えられよう。

五、多忠朝のねらいと浦安の舞実施率

浦安の舞が多忠朝によって作られたねらいについては『紀元二千六百年祝典記録』に次のように示されている。

而シテ本神樂舞ノ作曲竝ニ作舞ヲ擔當セル多忠朝ハ既ニ昭和十四年ヨリ之ガ研究ニ着手シオリタルモノニシテ、日本古樂タル純正ノ神樂舞ヲ復興シ、本神樂舞ノ制定ヲ契機トシテ、一般神社ニ於ケル奏樂ノ調整振興ニ資スルトコロアランコトヲ期シ、之ニ好適ノモノヲ得シコトヲ望ミテ、關係方面權威者ノ援助ノ下ニ、齋戒沐

浴研究考證ヲ重ネ作曲作舞ヲ完了シタルガ、歌曲莊重典雅ニシテ演舞亦優美典麗、関係者ノ好評ヲ得タリ。

つまり、昭和十四年から多忠朝は「日本古樂タル純正ノ神樂舞ヲ復興シ、本神樂舞ノ制定ヲ契機トシテ、一般神社ニ於ケル奏樂ノ調整振興」のために研究を始めていた。

実際に、多忠朝も「然るに世は正に文化の頂点にあると云ふ今日、邦楽に洋楽に所謂大衆音楽に関しては官民挙げての努力は空しからずして現在の隆盛を導くに至つたのでありますが、神社音楽に関しては、官民共に顧慮するところなく些細の経費も労力も惜しまれたる結果は進歩発展の影薄く極めて低級に歩を止め十年前も廿年前も殆ど変りなき状態に継続されてあります。」「祭祀楽は勿論のこと、神社音楽の一切をこの儘に放任経過すべきものなるや否や、これに関して未だに神社行政機関に於いても一片の言及せられざるは不可解とすべく私は何時までも世間の没交渉の地位に置き放任することは神社の權威に關係を及ぼすものにて、今日音楽に理解あり事理を弁へる官民相互の責任上等閑に附すべきものではないと考へるのであります。」⁽³²⁾としてゐることからも、当時の神社音楽の状況を憂いてゐたことがわかる。

そして、その打開策としたのが神前神樂舞の制定なのだと推測できる。すなわち、紀元二千六百年奉祝式典で浦安の舞が制作されたのは、当時の神社音楽の危機的状況が背景にあったと考えられるのである。

昭和十五年十一月十日の紀元二千六百年奉祝式典当日、多くの神社は、臨時祭典を中祭に準じて行つていた。これは、十月十四日に内務大臣が官国幣社の祭式及び祝詞を決定し、各地方長官に訓令し、府県社以下の神社においてもこれに準ずべきことを通達したことによるものだった。⁽³³⁾

紀元二千六百年奉祝式典の当日、全国の神社での浦安の舞の実施率は、官幣大社六十五社中四十一社、國幣大社六社中二社、官幣中社二十三社中十一社、國幣中社四十七社中三十三社、官幣小社五社中三社、國幣小社五十社中二十四社、別格官幣社二十八社中九社と約五十五パーセントの⁽³⁴⁾神社で一斉奉奏されたことが明らかとなっている。⁽³⁵⁾

それでは、実施したこれらの神社名を具体的に見てみよう。十一月十日の奉祝臨時祭典での浦安の舞を奉奏したのは『紀元二千六百年式典記録』の祭典執行状況の神賑の概要の欄に、網羅的に記載されているわけではないが、下記の神社では確認することができる（神社名は『紀元二千六百年祝典記録』に準ずることとする）。

賀茂別雷神社、賀茂御祖神社、石清水八幡宮、松尾神社、稲荷神社、大神神社、春日神社、廣瀬神社、龍田神社、枚岡神社、住吉神社、生國魂神社、廣田神社、氷川神社（埼玉県大宮市）、安房神社、香取神社、鹿島神社、三島神社、日吉神社、出雲大社、宇佐神宮、霧島神社、香椎宮、宮崎神宮、檜原神宮、氣比神宮、鹿兒島神社、鵜戸神宮、浅間神社、建部神社、札幌神社、宗像神社（邊津宮、中津宮、沖津宮）、臺灣神社、樺太神社、多賀神社、宮崎宮、日枝神社（東京都東京市）、諏訪神社、明治神宮、朝鮮神宮、南洋神社、高良神社、熊野神社、井伊谷宮、貴船神社、金鑽神社、金崎宮、生田神社、長田神社、海神社、吉備津神社、御上神社、臺南神社、坐摩神社、浅間神社（山梨県東八代郡）寒川神社、玉前神社、貫前神社、二荒山神社（栃木県上都賀郡）、二荒山神社（栃木県宇都宮市）、都々古別神社、志波彦神社並びに鹽竈神社、大物忌神社、若狭彦神社、射水神社、彌彦神社、出石神社、宇倍神社、中山神社、安仁神社、忌部神社、大麻比古神社、田村神社、土佐神社、住吉神社（長崎県壱岐郡）、金刀比羅宮、大洗磯前神社、新田神社、都々古別神社、函館八幡宮、生島足島神社、伊和神社、眞清田神社、白山比咩神社、諏訪神社（長崎県長崎市）、速谷神社、伊曾乃神社、大國魂神社、竈門神社、住吉神社（福岡県福岡市）、砥鹿神社、小國神社、水無神社、駒形神社、大神山神社、日御碕神社、都農神社、枚聞神社、神部神社並びに浅間神社並びに大歳御祖神社、戸隠神社、菅生石部神社、須佐神社（島根県飯石郡）、忌宮神社、柞原八幡宮、高瀬神社、箱根神社、吉備津神社、京城神社、龍頭山神社、結城神社、大邱神社、平壤神社、伊奈波神社、倭文神社、湊川神社、藤島神社、常磐神社、靖國神社、靈山神社、東照宮（静岡県静岡市）、四条畷神社、尾山神社

以上の神社名から、日本の北から南まで奉奏されたことが明らかである。当時、日本が併合、統治していた地域

も含め、これほど大規模に一齐に全国の神社で舞われたという事実は、これまでの神楽の歴史を見ても特異的であるだろう。さらに、現在でも都市から地方まで多くの神社で浦安の舞が舞われている現状を考慮すると「楽」として浦安の舞は、神社界にとって大きな影響を与えたものと推論でき、神社音楽の状況を憂いていた多忠朝の念願は、課題は残るものの、この時叶えられたとも考えられよう。

六、衣裳の規定

また、『紀元二千六百年奉祝神楽舞奉奏普及方要項』の奉祝神楽舞要項の第五項に見られるように、全国規模で実施するためには、衣裳の規程も不可欠であった。浦安の舞の衣裳規程は特徴的であり、制作の意図と深く関係していることが推察できる。

浦安の舞で舞姫の着用する衣裳の規程は、奉祝式典の準備段階で『浦安の舞』ノ衣裳ニ就テ⁽³⁶⁾において定められている。

衣裳の規程の概要であるが、「紀元二千六百年奉祝會ニ於テハ『浦安の舞』ノ衣裳ノ標準型三種ヲ制定シタ。新規ニ衣裳ヲ調製サレル向キニ於テハ、コノ標準型ニヨラレタイ希望ヲ有シテキルガ、在来ノ神楽ノ衣裳ノ使用モ少シモ差支ヘナイノデアル。タダ在来ノ神楽衣裳ニハ、女舞ニ、男ノ衣裳タル狩衣ヲ著スヤウナ事ガアツタ。コレハ、中世ニ於ケル舞樂ノ衣裳ノ混亂ガ生ンダ誤リデアルカラ正シクシナケレバナライガ、女子用ノ衣裳デアルナラバ何等差支ヒナイノデアル。」⁽³⁶⁾というところで、狩衣以外であれば、存外自由であつたようである。また、標準型三種というのは、「正式」「略式」「簡易」のことであり、「正式」は、花簪・長髷・花熨斗・小忌衣白無紗仕立・相表固地綾中部裏付・単固地・袴紅精好仕立・裳紗裾濃仕立・檜扇六色錦付（以上一組）である。この「正式」に関しては、高田義男⁽³⁷⁾が一切の衣裳の考案制作を行い、平安朝形式のもの（女房装束に近いもの）にしたとされている。⁽³⁸⁾略式は、

花簪・長髷・花熨斗・小忌衣・裃・単・緋袴・檜扇（以上一組）、「簡易」は、千早・緋袴・扇（以上一組）だ。⁽³⁹⁾

「簡易」における、千早については、簡単に制作することができるよう考えられている。その縫い方や裁断については、図1のように直線的で単純な造りになっており、当時の学校教育を考慮すると多くの子供が簡単に制作できたことが予想される。生地に関しては、白生地であればよいとされ、特段の指定はなかった。この衣裳規程の意図は「女子青年團員ガ、手製ノ千早ヤ袴ヲ作ツテ、ソレニヨツテ、『浦安の舞』ヲ奉納スルコトモ意義深イ事ト思フ。又、或ル地方デハ小學校ノ訓導ガ、指導シテコレヲ作り、小學校ノ女生徒ガ舞フヤウニ準備シテキル所モ多イ。白生地ノ場合ハ、ナルベク、菊ノ模様ヲ綠色デ描キ出サレルト一層効果的デアル。（図2）」とされている。

神社によって経済状況はまちまちであったと推測でき、「正式」や「略式」は、高額であったため揃えることができた神社は、少なかったのではないだろうか。そこで、それぞれの衣裳調製見積書を見ていきたい。

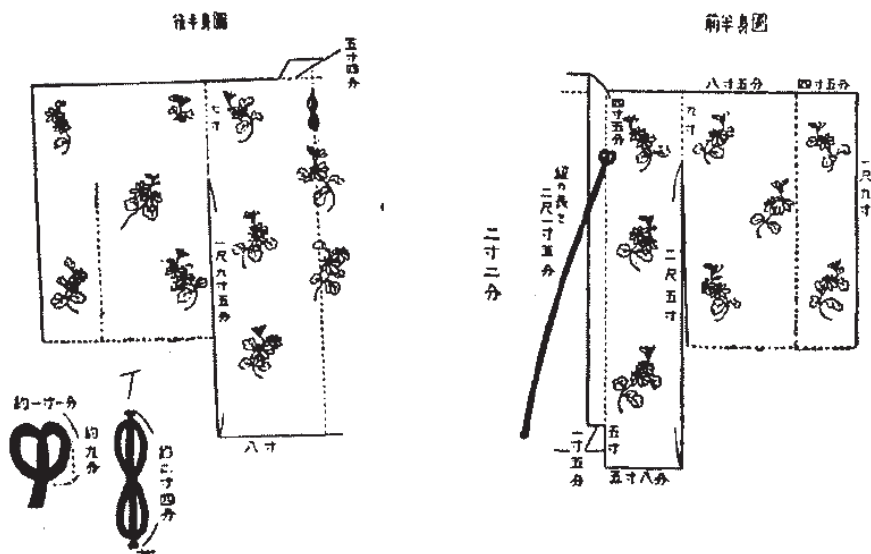


図1 「『浦安の舞』ノ衣裳二就テ」 千早

測できるだろう。

戦時の厳しい状況で、宮崎神宮は、最終的に昭和十六年七月に正式衣裳一式（四着分）を奉納したようである。⁽⁴⁰⁾しかし、多くの神社では、正式の装束を購入することは難しかったことが予想できる。

ここで浦安の舞が奉納された奉祝式典臨時祭当日の鶴岡八幡宮や宇佐神宮、春日神社などの写真資料が発見されたため確認してみよう。⁽⁴¹⁾

写真は鮮明ではないが、資料より舞姫の着用する装束の違いが確認できる。はじめに掲示した鶴岡八幡宮の写真資料に写る舞姫たちが着用しているのは「正式」の装束だと推測できる。また、宇佐神宮の舞姫は、「簡易」の菊ノ模様が描かれている千早に花簪、鈴は通常の神楽鈴に五色を付けていることが確認できる。春日大社の舞姫が



図2 「『浦安の舞』ノ衣裳二就テ」 菊ノ模様

奉祝式典当時、官幣大社であった宮崎神宮は、浦安の舞の装束を神宮徴古館に陳列するため納方を高田装束店に申し出た。高田装束店より出た見積書は次頁の如くである。

昭和十五年の大学令に依る大学卒業又は之に準ずる事務者の平均給与が七五円、中学校令に依る中学校卒業又は之に準ずる者の平均給与が四二円、小学校令に依る尋常小学校卒業又は之に準ずる者の平均給与が二十一円（閣令第十三号（会社経理統制令施行規則）『官報』第四一三六号（一九四〇年十月十九日）より出所）だったことを考えると装束がいかに高額であったか推



図3 奉祝式典臨時祭当日の鶴岡八幡宮（出典『天業奉頌』）

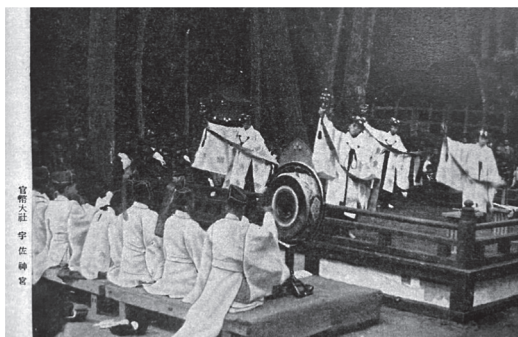


図4 奉祝式典臨時祭当日の宇佐神宮（出典『天業奉頌』）



図5 奉祝式典臨時祭当日の春日大社（出典『天業奉頌』）

着用している装束は「正式」でも「略式」でも「簡易」でもない。後身頃は引きずるほど長く、白色と考えられる千早に、単、長袴もしくは緋袴で、花簪は着けていないが、丈長は着用している。これらの写真資料からも浦安の舞の衣裳規程は、比較的自由度が高く、神社によって様々に事例が見られることがわかるだろう。



図6 浦安の舞衣裳（出典『写真週報』）



図7 浦安の舞花電車（出典『天業奉頌』）

紀元二千六百年を記念して発行された『奉祝紀元二千六百年』や『写真週報』（図6）という雑誌の表紙についても数ある行事がありながらも浦安の舞の正式の衣裳を纏った舞姫が映し出されている。また、昭和十五年には、浦安の舞の花電車（図7）も制作され、東京を走っていた。花電車は、中央には大きな菊の飾りに正式衣裳に鉾鈴を持った二体の人形が回転している豪華な装飾電車であった。このような事例からも、浦安の舞は紀元二千六百年行事の視覚的な広告としての役割もあったと考えられるだろう。もともと華やかなのは、正式の衣裳であるため、広告として使用される際には、よく使われた。しかし、正式衣裳は経済負担が大きく、浦安の舞が多くの神社で舞を普及させることも目的とされていたことから、略式や簡易といった装束の規程を含めたと推察できよう。

おわりに

本論では、戦中期に制作された近現代神楽である神前神楽舞の代表作の「浦安の舞」を例に制作と普及に至る歴史的な経緯の跡付けを行った。一般的に馴染みの薄かった雅楽などの神社音楽が、明治維新政府の宗教的文化的イデオロギー政策を経験した後、紀元二千六百年奉祝式典で新たな舞が登場し、全国的に伝えられ、氏子崇敬者に至るまで神前において奉奏するほどに普及したのだと考えられる。

浦安の舞の制定と普及は、国家的な事業として計画されたが、その制定にあたっては、神社音楽協会が神楽舞の制定を請願し、作曲振付を、宮内省楽長の多忠朝に依頼、そして普及・実施については、皇典講究所及全国神職会に委嘱しており、全国各地で講習会が行われた。更に講習会の受講者が予想を超えた千七百名以上となったイレギュラーに対しても、第一期から第三期を設けるなどの指導体制の整備を行い、三ヶ月という短期間で全国に広まったのである。

当時の講習会では、神職や楽師が舞の指導を受け、各地の神社で普及され、この普及活動は、国家的事業として大規模に展開され、講習会の運営や経費も国家が負担した。

しかし、個々の神社にも衣裳の経済的負担や楽人などの人員不足などの問題は多々存在した。宮崎神宮の事例からも全国神社への経済負担についても推察でき、いかに正式や略式の装束が高額であったかが明らかとなった。そこで、音楽はレコードを制作、使用を許可し、衣裳規程も三種設けるなどの対策が取られたのである。高田義男によつて制作された最も豪華な正式は、視覚に訴えかけた広告としての役割を果たしていた可能性についても示唆した。もちろん、神前神楽舞としての厳かさを欠くことは避けられたわけではあるが、この規程に縛られ過ぎない自由度の高さも今日まで多くの神社で奉奏される所以の一つであろう。

今日、全国各地の神社で執行される祭祀・祭礼・儀式などに「神社音楽」は欠かすことのできない要素となっているといっても過言ではない。地域ごとに伝承された神楽や社伝神楽がすべての神社に残っているわけではない状況で、これを可能にした一つの要因は、「神前神楽舞」であると考えられることできるだろう。

今回は、神前神楽舞の代表作とされる浦安の舞を例に一考察を試みたが、紙幅の都合上により、昭和十五年当時の神祇院の動向、皇室祭祀令が昭和二十三年の神社祭祀に与えた影響、同時期に制作された祭祀舞の制作経緯、戦後における祝詞の表現である「歌ひ舞ふ芸能を」に関する精査など言及できなかった点も数多くある。この点については稿を改めて論じてみたい。

注

(1) 『紀元二千六百年祝典記録 第十六卷 第八冊(下)』一五一頁、参照。

(2) 浦安の舞は国風歌舞を下地に作曲・作舞した神楽舞であると『浦安の舞』二十周年記念誌』に表記されている。

(3) 宮中の御神楽が、一般の人の目に触れることはほとんどない一方で浦安の舞は、全国の神社で一般公開されている祭祀で舞われることが多いため公開性が高く、誰でも目にすることができる。そのため、本稿では、浦安の舞は国風歌舞を下地にしているが、国風歌舞のような「宮中祭祀の音楽」としての性格が抜けた近代の新しい形態の舞である「神前神楽舞」であると位置づけることとする。

(4) 多静子『浦安の舞五十年』(神社音楽協会、一九九〇) 参照。

(5) 「明治十六年四月に多忠古の長男として生まれ、明治三十一年三月十五日楽生として宮内省楽部に入り、同四十二年六月一日楽師に任官、昭和十一年十一月八日楽長となる。」多静子『浦安の舞五十年』(神社音楽協会、一九九〇) 七頁、参照。

(6) 『紀元二千六百年祝典記録 第十六卷 第八冊(下)』参照。

(7) 國學院大學日本文化研究所『神道事典』(弘文堂、一九九四)二八三頁、参照。

(8) 右同。

(9) 『紀元二千六百年奉祝記念―浦安舞関係―』(複写) 國學院大學研究開発推進機構 校史・学術資産研究センター所蔵、参照。

(10) 『紀元二千六百年祝典記録 第十六卷 第八冊(下)』一八八―一八九頁「講師二十名とは、多忠龍(帝國芸術院会員)、多久元(宮内省楽部楽長)、豊昇三(宮内省主事楽師)、蘭廣茂(宮内省楽師)、多忠紀(宮内省楽師)、豊雄秋(宮内省楽師)、東儀文盛(宮内省楽師)、林多美夫(宮内省楽師)、浅井忠信(宮内省楽師)、村田嘉雄(宮内省楽師)、岡實(宮内省楽師)、岡武雄(宮内省楽師)、東儀博(宮内省楽師)、多静、嶋重治、堀川佐一郎(春日神社主典)、葦津國彦(宮崎宮主典)、山尾繁太郎(檀原神宮楽長)、山田清春、松浦彦操である。」

(11) 『紀元二千六百年祝典記録 第十六卷 第八冊(下)』一九〇頁、参照。

(12) 『紀元二千六百年祝典記録 第十六卷 第八冊(下)』一九五―一九六頁

謹啓 時下彌、御清祥之段奉慶賀候

陳者當年曠古の大盛典を目睫に控へ朝野舉げて奉祝諸行事につき計畫するところ有之候折柄本所本會は紀元二千六百年奉祝會より同會制定の奉祝神樂舞の普及方に關し御委託相受け今般不取敢之が神樂舞指導者講習會を別紙要項に依り全國各地に於て逐次開催致すことと相成候に就ては現下御多端の折柄には候へ共何分の御協力賜度奉願上候

尚右講習會開催に就き貴會關係聯合神職會に於て諸般御協議の上可然御配慮被成下度此段御依頼申上候

追而別便を以て趣要項御送付申上候條貴縣下各神社神職へ夫々御通牒の上受講適任者至急御取纏被下別紙報告書へ御記入御報告相煩度併而御依頼申上候

昭和十五年七月十一日

皇典講究所

全國神職會

各府縣神職會長殿

(奉奏普及方要項及報告書省略)

(13) 『紀元二千六百年祝典記録 第十六卷 第八冊(下)』一九〇頁、参照。

(14) 『紀元二千六百年祝典記録 第十六卷 第八冊(下)』一九三頁、参照。

(15) 神社音楽協会ホームページ <http://jinjaongaku.or.jp/about/index.html> (最終閲覧二〇一四年十月十日) 参照。

(16) 『紀元二千六百年祝典記録 第十六卷 第八冊(下)』一七八—一七九頁

「畏クモ皇祖天照皇大神ノ御神勅ヲ奉戴シマシテ神武天皇即位ノ大典ヲ大和ノ橿原ニ舉ゲサセ給ヒ天業恢弘ノ其ヲ建
テマシマシテヨリ悠久二千六百年舉國一致コノ記念ノ嘉辰ヲ迎ヘ奉ルノ秋到リタルハ齊シク欣喜ニ耐エザル處ニシテ内
閣ニ於テモ新タニ祝典事務局ヲ設ケラレコノ好機ヲ逸スルコトナク肇國創業ノ大理想ヲ闡明シ國民精神ノ振作更張ノ徹
底ヲ期スベクノ諸般ノ計畫を進捗セシメラレツツアル時宜ヲ得タルモノト滿腔ノ敬意ヲ表スルモノナリ

殊ニ此ノ祝典タルヤタダニ國民歡喜ノ表現タルノミナラズ上ハ天神地祇ノ至樂トセサセ給フ處ナルヲ以テ全國官國幣
社ヨリ縣郷社ニ到ル迄肇國創業ニユカリ深クマシマス神社ノ祭典ニ就イテ特ニ調査審議ヲ計ラレツツアルハ寔ニ銘謝ノ
極ミナリトス

虔ミテ按ズルニ我ガ神國日本ノ祭祀ニアツテ最モ必須缺クベカラザル行事ハ實ニ神樂ヲ措キテアラザル所以ハ古實ニ
明ラカナルモ近世斯ノ事ノ輕ンゼラルルハ神靈ノ實在ヲ確認シ得ザルニ到リシガ故ニシテ天人共ニ歡喜踴躍ノ一大盛典
ニ當ツテ神樂ヲ奏上アルコソ寔ニ惟神ノ大道ヲ顕彰スルノ第一義タルベシト信ゼラル

今や祭政一元ノ眞義實現セラレムトシツアルトキ祭祀ノ基本タル神樂ノ重大性ヲ沒却シテ政事ノ肅清亦望ムベクモアラズ

聖賢ノ教ニ依ルモ禮樂ハ世事一切ノ根幹タリマシテヤ言靈ノ幸榮フ神國日本ニアツテ樂ヲ正シ調ヲ整フルコソ人心ヲ更メ世相ヲ淨ムル要諦タルヤ論ヲ俟ザルトコロ祭政一元ヲ期スル者須ク此處ニ深ク念ヒヲ格サザルベカラズ

依而紀元二千六百年記念祝典ヲ迎フルニ方リ神前神樂舞ヲ制定シ以テ祭式ノ次第中ニ加ヘ且是ヲ全國各神社存在地域内ノ青年團處女會員等ニ習得セシメ全國各神社一齊ニ奉納セシメラレナバ拳國一致ノ奉祝精神ハ祭祀ヲ通ジテ體現顯著タルベク敬神觀念ヲ昂揚シ國體ノ認識ヲ深ムル亦斯ノ道ニ若クモノナシト思惟ス

今や未曾有ノ時局下ニアツテ國體明徴日本精神確立コソ焦眉ノ急ナルノ時上ハ神靈ヲ慰メ奉リテ神護ノ彌、イヤチコナラムコトヲ希ヒ下ハ萬民ノ心琴ヲ整ヘテ惟神ノ大道ニ副ヒ奉ラシメムコトヲ期シテ敢テ此處ニ神前神樂制定ノ議ヲ進言セムトスル所以戴クハ吾等ノ微衷ヲ汲ンデ清鑑アラム事ヲト爾云」

(17) 『紀元二千六百年祝典記錄 第十六卷 第八冊(下)』 一八〇頁

第八七一號

昭和十五年七月十六日

紀元二千六百年奉祝舞制定ニ関スル件

標記ノ件別案ノ通制定相成可然哉

案

一名 稱 紀元二千六百年奉祝舞

一作曲振付 宮内省樂部樂長 多忠朝

一 演奏期日 十一月十日紀元二千六百年式典當日一齊ニ執行セラルル神社ノ臨時祭典ニ神樂舞トシテ奉納スルモノトス

- 一 實施方法 實施ニ關スル事務ハ皇典講究所及全國神職會ニ委囑スルモノトス
 一 經費概算 五萬圓

(18) 『紀元二千六百年祝典記錄 第十六卷 第八冊(下)』一八〇—一八一頁

紀元二千六百年奉祝會第八七一號

昭和十五年七月十六日

紀元二千六百年奉祝會長 公爵 近衛文麿

皇典講究所長 侯爵 佐佐木行忠殿

(各通)

全國神職會長 水野鍊太郎殿

紀元二千六百年藏神樂舞普及ニ關スル件

光輝アル紀元二千六百年ヲ迎ヘ今秋十一月十日政府主催ノ下ニ紀元二千六百年式典ヲ舉行セラルル事ニ相成候ニ就テハ
 宮内省樂部長多忠朝氏ニ紀元二千六百年奉祝神樂舞(假稱)制定方ヲ委囑之ヲ式典當日官國幣社以下神社ニ於テ一齊ニ
 執行ハセラルル臨時祭典ノ際神社ノ御前ニ奉奏致度存候間御繁用中乍恐縮經費概算金三萬五千圓程度ヲ以テ之ガ全國神
 社ニ普及相成様御取計相成度此段及御依頼候

追而本件關スル事務取扱ニ付テハ皇典講究所長全國神職會長ト御協議上計畫概要案及豫算案御提出相頻度

(19) 『紀元二千六百年祝典記錄 第十六卷 第八冊(下)』一八二頁

紀元二千六百年奉祝會第九二八號

昭和十五年七月二十六日

紀元二千六百年奉祝會長 公爵 近衛文麿

宮内大臣 松平恒雄殿

紀元二千六百年奉祝神樂舞普及ニ關スル件

光輝アル紀元二千六百年ヲ奉祝記念スル爲本會ニ於テ神樂舞ヲ制定ノ上今秋十一月十日政府主催ヲ以テ舉行セラルル式典當日官國幣社以下神社ニ於テ一齊ニ執行ハセラルル臨時祭典ノ際神社ノ御前ニ奉納致シ尚之ヲ後年ニ傳ヘ廣ク神社奉納ノモノトシテ普及セシメル目的ヲ以テ之ガ諸般ノ準備相進メ居リ候ニ就テハ右神樂舞ノ御歌トシテ左記御製ヲ作曲致シ度存ジ候間特別ノ御詮議ヲ以テ御許可相成度此段及申請候

記

御製 昭和八年御會始御題「朝海」

天地の神にそのる朝なのうみの如くに波たゝぬ世を

宮發三七五號

昭和十五年八月三日

宮内大臣松平恒雄

紀元二千六百年奉祝會長 公爵 近衛文麿殿

去月二十六日附第九二八號ヲ以テ申請ニ係ル紀元二千六百年奉祝神樂舞ニ今上天皇御製ヲ採用シ之ヲ神社ニ奉納スルノ件ハ當省トシテハ別ニ異存無之候

(20) 『紀元二千六百年祝典記録 第十六卷 第八冊(下)』一五二頁、参照。

(21) 祝典に関する事務及び各種奉祝記念事業に関する事項の統括の事務を担った。

(22) 紀元二千六百年祝典事務局内に設置された。紀元二千六百年祝典評議委員会、審議を経る奉祝記念事業とその他適當

と認められた事業を担った。

- (23) 『紀元二千六百年祝典記録 第一冊(上)』参照。

- (24) 右同。

- (25) 浦安の舞に該当する当時の映像は、十一月十日の紀元二千六百年奉祝式典の後に「同じ日、全国津々浦々の神社に於ては、臨時祭典が行はれ紀元二千六百年奉祝舞楽「浦安の舞」が奉納せられました。「天地の神にそいのる朝なきのうみの如くに波たたぬ世を」この御製の大御旨を主題とし、世界平和の為、日夜信念あらせ給ふ尊き 大御心のほどをかしこみ奉って舞楽を謹作したのであります。」(紀元二千六百年祝典記録 第二十四巻 第十三冊(下)『(二〇〇二)三三七頁、参照)とアナウンスが入る中、鶴岡八幡宮の神楽殿で檜扇を持って舞う四人の正式の装束を纏った舞姫が映し出されている。

- (26) 『紀元二千六百年祝典記録 第五巻 第三冊(上)』五六四頁、参照。

- (27) 右同。

- (28) 寺内直子『雅楽の〈近代〉と〈現代〉…継承・普及・創作の軌跡』(岩波書店、二〇一〇)

寺内直子『雅楽を聴く…響きの庭への誘い』(岩波新書、二〇一一)

寺内直子『近代創作巫女神楽の音楽的考察…〈八雲舞〉〈鈴舞(真澄鏡)〉〈浦安の舞〉を中心に』(『神戸大学大学院国

際文化学研究科紀要』第五十八号、二〇二二) 参照。

- (29) 寺内直子『雅楽の〈近代〉と〈現代〉…継承・普及・創作の軌跡』(岩波書店、二〇一〇) 参照。

- (30) 右同。

- (31) 右同。

- (32) 雑誌『紀元二千六百年』(紀元二千六百年奉祝会発行) 昭和十四年二月号 参照。

- (33) 『紀元二千六百年祝典記録 第四卷 第二冊（下）』二六五頁、参照。
- (34) ただし、この数字は、実態をそのまま反映した数値ではないだろう。諸社についての統計は取られていないことなどを考慮すると、あくまで『紀元二千六百年祝典記録』において当時の内閣が示したかった数字として考え、把握するところが適切であろう。これ以上に正確な数値を知るためには、大規模な調査を行う必要があるが、調査不可能な神社などもあるため、困難を極めるだろう。
- (35) 寺内直子「近代創作巫女神楽の音楽的考察…〈八雲舞〉〈鈴舞（真澄鏡）〉〈浦安の舞〉を中心に」（『神戸大学大学院国際文化学研究科紀要』第五十八号、二〇二二）参照。
- (36) 『紀元二千六百年祝典記録 第十六卷 第八冊（下）』参照。
- (37) 大正―昭和時代の染織工芸家。明治三十年六月二日生まれ。皇族、公家の装束、束帯をとりあつてきた宮中御用達高田家の二十三代。大正天皇大葬、昭和天皇即位式などの装束を製作。また正倉院宝物の染織物の調査、復元などを手がけた。昭和六十年十一月十日、八八歳で死去。東京出身。大倉商業卒。著作に「和染鑑」など。『デジタル版 日本人名大辞典＋Plus』参照。
- (38) 高田装束研究所ホームページ <https://takata-courrobe.co.jp/ins1.htm>（最終閲覧日二〇二四年十一月二十一日）参照。
- (39) 『紀元二千六百年祝典記録 第十六卷 第八冊（下）』参照。
- (40) 右同。
- (41) 『天業奉頌』（紀元二千六百年奉祝会、一九四三）参照。

